

令和 8 年度における独立行政法人環境再生保全機構の中小企業者に関する契約の方針

令和 8 年 9 月
独立行政法人環境再生保全機構

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 5 条の規定に基づき、令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 8 年 4 月 21 日閣議決定）に即して、令和 8 年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

（1）中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和 8 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度と同様に 36.6%、金額が約 480 百万円になるよう努めるものとする。

（2）新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約比率については、前年度と同様に比率 3 %以上を目指すものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

（1） 物件及び役務の発注を行う際はあらかじめ、価格面、数量面、工程面等並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどうかについて検討（公正性についての検討も含む。）し、資すると認められた場合は、分離・分割発注を確実に実施するよう取り組む。特に、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等、より多くの視点で分離・分割発注の検討を行うよう取り組む。

（2） 発注に当たって作成する予定価格において、需給の状況、原材料費・人件費・エネルギーコスト等の実勢価格を反映するとともに、複数年度契約の発注に

当たって作成する予定価格においては、期中の価格変動も適切に反映するよう取り組む。

- (3) 物件及び役務の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するとともに、発注時期の平準化等の状況のモニター等に取り組む。なお、中小企業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、必要に応じ説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保するよう取り組む。
- (4) ダumping受注の排除等適正価格による契約の推進のため、制度の対象とされている契約について、低入札価格調査を導入するよう取り組む。また、調査を実施する際には、人件費・工数が適切に計上されているかの確認を行うよう取り組む。さらに、業所管省庁が定めた基準を参考に、該当案件において基準の見直しを行うよう取り組む。なお、低入札価格調査の制度の対象になった場合に求められる対応などについては、入札説明会や入札説明資料においてあらかじめ入札参加希望者に対して周知を行うよう取り組む。
- (5) 著作権等の知的財産権が含まれる物件及び役務の契約において、入札公告や契約書等において、著作権や中間生成物の無償譲渡を求める記載を行わないものとする。
- (6) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させることができるコンテンツ版バイ・ドール契約を活用するものとし、現行及び将来のコンテンツ制作を含有する契約の有無に関わらず、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む、契約書のひな形の作成に取り組む。
- (7) 物件及び役務の発注においては、契約書へ再協議条項を整備するよう準備に取り組む。また、再協議条項が設定されていない複数年度にわたる物件及び役務の契約において、発注者側から年 1 回以上の協議を実施するよう準備に取り組む。
- (8) 物件及び役務の契約において、受注者から契約金額（入札による契約を含む。）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定とならない

よう迅速・適切に協議を行うよう取り組む。これらの際、「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の労務費転嫁指針の趣旨を考慮する。

- (9) 一般競争入札、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報や発注計画に関する情報をホームページへ掲載するなどして、中小企業・小規模事業者に対する情報提供の徹底に取り組む。また、メールマガジンの活用により、広く個別に周知するなど情報発信の仕組みを継続する。
- (10) 財務部経理課に「官公需相談窓口」を設置し、中小企業者からの相談に応じ、情報を提供する取組を継続する。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

- (1) 役務における一般競争入札の際に過去の実績を過度に求めないこと等により、新規中小企業者の受注機会の増大に取り組む。
- (2) 類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないように特に留意して仕様内容等を定めるものとする。
- (3) 契約相手が新規中小企業者であるときは、メールマガジンへの登録を促すとともに、官公需施策の情報を提供するものとする。
- (4) 少額の随意契約による場合は、契約の内容等を踏まえ、「官公需情報ポータルサイト」を利用し、可能な限り新規中小企業者の競争の参加に努める。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 財務部経理課は、国等の契約の基本方針に記載された事項の確実な実施を図るため、契約担当者をはじめとする関係の職員に対し、定期的に周知を行うなどして確実な認識の共有に取り組む。
- (2) 地域経済において官公需の価格転嫁が重要な役割を果たすことを踏まえ、会計・調達など発注に関係する業務を担当する職員が取り組んだ官公需における価格転嫁・取引適正化への取組について、人事評価において適切に配慮するものとする。